

(介護予防) 通所リハビリテーションピア観音

重要事項説明書

1 指定通所リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 慈楽福祉会
代表者氏名	理事長 後藤 俊明
法人所在地 (連絡先及び電話番号等)	広島市安芸区中野三丁目9番5号 (電話) 082-893-6606 (ファックス番号) 082-893-6608
法人設立年月日	昭和49年1月18日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	介護老人保健施設 ピア観音
介護保険指定 事業所番号	指定介護老人保健施設 (3450280122号)
事業所所在地	広島市西区観音新町一丁目7番40号
連絡先	電話番号: 082-503-7772 FAX 番号: 082-503-7774
事業所の通常の 事業の実施地域	広島市西区・中区 (一部地域を除く)、その他相談に応じる
利用定員	30名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	(介護予防) 通所リハビリテーションは、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、(介護予防) 通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。
運営の方針	- 当事業所では、(介護予防) 通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。 - 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。 - 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。 - 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。 - サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。 - 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省の

	ガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
--	--

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	祝祭日、年末年始を除く、毎週月曜日から金曜日
営 業 時 間	営業日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分

(4) サービス提供時間

サービス提供日	祝祭日、年末年始を除く、毎週月曜日から金曜日
サービス提供時間	午前 9 時 3 0 分から午後 4 時

(5) 事業所の職員体制

管理者	恵良 剛
-----	------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者（又は管理者代行）	従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1 名以上 老健と兼務
医師	1 利用者に対する医学的な管理指導等を行います。 2 それぞれの利用者について、(介護予防)通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載します。	常勤 1 名以上 老健と兼務
理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）若しくは介護職員	1 医師及び理学療法士、作業療法士その他の従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）通所リハビリテーション計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 2 利用者へ（介護予防）通所リハビリテーション計画を交付します。 3 （介護予防）通所リハビリテーション計画に基づき、必要な理学療法、作業療法、その他のリハビリテーション及び介護ならびに日常生活上の世話をを行います。 4 指定（介護予防）通所リハビリテーションの実施状況の把握及び（介護予防）通所リハビリテーション計画の変更を行います。	常勤換算 3 名以上 （利用者の数を 10 で除した数以上）
管理栄養士	栄養改善サービスの提供を行います。	常勤 1 名以上
その他職員	事務、運転等その他の業務を行います。	適当数

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
(介護予防) 通所リハビリテーション計画の作成		利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた(介護予防)通所リハビリテーション計画を作成します。
利用者居宅への送迎		事業者が所有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
	排せつ介助	必要な利用者により、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	必要な利用者により、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	必要な利用者により、室内の移動、車いすへ移乗介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
リハビリテーション	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)又は看護師若しくは准看護師が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
理美容		月2回実費による理美容を行っています。 事前の申込みが必要です。
実習生		当施設では、介護士、看護師、療法士、管理栄養士等の養成校や小・中・高校からの実習生を受け入れております。 職員の指導、見守りのもと利用者を援助させていただくことがあります。

(2) 利用料金

重要事項説明書 別紙1 のとおり

4 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法

① 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日頃に利用者あてお届け(郵送)します。
--	---

② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の入所者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座（広島信用金庫安芸中野支店）への振り込み ※手数料は利用者負担となります。 (イ) 指定口座（ひろしま農業協同組合、広島信用金庫、郵便局、広島銀行、もみじ銀行）からの自動振替 (ウ) 事業所窓口での現金支払い イ 支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管してください。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）
--	---

※ 正当な理由がないにもかかわらず、2か月分以上滞納し、当施設が1か月以上の期間を定めて督促したにもかかわらず、その期間満了までに料金が支払われない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

※ キャンセルについて

- (1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに下記までご連絡下さい。
通所リハビリテーションピア観音 070-3315-7568
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけ利用日の2日前までにご連絡ください。当日連絡なしのキャンセルは、食事代（670円）を請求させていただきます。
（ただし利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合にはキャンセル料を免除する場合があります。）

5 サービスの提供にあたっての留意事項

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護（支援）認定の有無及び要介護（支援）認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護（支援）認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護（支援）認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護（支援）認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「（介護予防）通所リハビリテーション計画」を作成します。なお、作成した「（介護予防）通所リハビリテーション計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「（介護予防）通所リハビリテーション計画」に基づいて行います。なお、「（介護予防）通所リハビリテーション計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) （介護予防）通所リハビリテーション従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- (6) 飲酒・喫煙はできません。
- (7) 騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。

- (8) 金銭、貴重品の持ち込みは原則として、個人で管理できる範囲でお願いします。また、利用するうえで不適当と判断した物品については、持ち込みを制限させていただきます。
- (9) 施設内での営利行為、他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
- (10) 施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
- (11) サービス提供従事者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮いただきます。
- (12) 禁止事項
 - ①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
 - ②職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - ③職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

6 衛生管理等について

- (1) 指定（介護予防）通所リハビリテーションの用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に感染症及び食中毒の予防、まん延防止の為の研修・訓練を定期的の実施します。
 - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

7 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じ、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

9 事故発生時の対応方法について

- (1) 事故が発生した場合の対応について、(2)に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を従業者に対し定期的に行います。

- (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- (4) 上記 (1) ～ (3) の措置を適切に実施するための担当者を配置しています。
- (5) 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行い必要な措置を講じます。
- (6) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- (7) 事業所は、利用者に対する指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 広島市 高齢福祉部 介護保険課	所在地 広島市中区国泰寺町1丁目6番34号 電話番号 082-504-2183（直通） ファックス番号 082-504-2136（直通）
----------------------------------	--

なお、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
	保 険 名	超ビジネス保険・超Tプロテクション
	補償の概要	損害賠償・傷害補償
自動車保険	保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社・ひろしま農業協同組合
	保 険 名	自動車保険・自動車共済
	補償の概要	対人・対物補償、車両保険

10 非常災害対策

- (1) 当事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者	防火管理者、副防火管理者
-------------	--------------

- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む。）を行います。
 - ・避難・通報・消火訓練実施時期：年2回以上
 - ・搬送訓練（地震時対応訓練）実施時期：年1回以上
- (4) (3) の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。
- (5) 非常災害時の水、食料等の備蓄：3日分

11 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定（介護予防）通所リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- 苦情又は相談があった際には、状況を詳細かつ正確に把握するため、場合によっては訪問を実施するなど、慎重に聞き取りや事情確認を行う。
- 当事業所に関する苦情である場合は利用者側の立場に立って事実関係の特定を行う。
- 苦情受付担当者は速やかに、苦情解決責任者やその他の従業員と共同して、利用者の意見・主張を最大限に尊重した上で適切な対応方法を検討する。
- 関係者への連絡調整を迅速かつ確実に行うとともに、必ず、利用者へ対応内容等の結果報告を行う。（時間を要する場合は一旦その旨を利用者へ伝え、進捗状況を適宜報

告するなど、きめ細やかな対応を行う。)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (解決責任者、受付担当者)	所在地 広島市西区観音新町一丁目7番40号 電話番号 082-503-7772 ファックス番号 082-503-7774 受付時間 8:30～17:30
【市町村（保険者）の窓口】 広島市高齢福祉部介護保険課	所在地 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号 082-504-2183
【市町村（保険者）の窓口】	各介護保険関係の担当課
【公的団体の窓口】 広島国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19番49号国保会館 電話番号 082-554-0782

1.2 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。 ④ 上記のほか、別紙2「個人情報の取り扱いについて」に記載のとおり取り扱うものとします。

1.3 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	サービス改善会議リーダー 身体拘束・虐待防止委員会リーダー
-------------	----------------------------------

- (2) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (4) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (5) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (6) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

1 4 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合等、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。また事業者として、身体拘束をなくしていく為の取り組みを行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 5 サービス提供の記録

- (1) 指定（介護予防）通所リハビリテーションを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行い、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1 6 第三者評価の実施状況

平成16年1月22日に福祉サービス評価調査委員会による評価調査を受審後、毎年、介護サービス情報公表システムへ事業報告等行っております。また、法人内のサービス総合評価会議にてお客様アンケートを実施し、サービスの質の向上、職場風土の改善を図っております。

1 7 心身の状況の把握

指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 8 居宅介護支援事業者等との連携

指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

19 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

本書面及び、別紙１、２に基づき重要な事項を説明し交付しました。

事業者	所在地	広島市西区観音新町一丁目７番４０号
	事業所名	介護老人保健施設 ピア観音
	代表者名	恵良 剛 (押印省略)
	説明者氏名	(押印省略)

当施設から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書及び、別紙１、２の交付を受けました。

契約者	住所	
	氏名	印（自署または押印）

身元引受人	住所	
	氏名	印（自署または押印）

利 用 料 金

① 食費等料金

	項目	内容	利用料金
1	食費	昼食を召し上がる場合	670円
2	教養娯楽費	レクリエーション、クラブ活動参加費としての材料費等	実費相当額
3	理美容代	月2回外部サービスによる理美容をご利用できます	実費相当額

② その他の費用

	項目	内容	利用料金
1	マスク代	デイケア来所時、マスク破損・忘れの場合	50円/枚
2	紙オムツパット代	排泄時汚染等により施設物品提供の場合	パット：50円/枚 リハビリパンツ・紙オムツ：200円/枚
3	ガーゼ・包帯等	外傷時の医療処置を行う際の処置物品費	100円/枚

③ 基本料金提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について（介護予防通所リハビリテーション）

サービス提供区分	通常の場合(月ごとの定額制)				
	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	2,268	23,928円	2,393円	4,786円	7,179円
要支援2	4,228	44,605円	4,461円	8,921円	13,382円

※ 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合及び介護予防通所リハビリテーション従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月の利用料及び利用者負担額は、70/100 となります。

※ 当事業所の所在する建物と同一建物に居住する利用者又は同一の建物から通う利用者は、要支援1の利用者の場合1月に付き利用料が376単位（利用者負担額：3,966円、1割負担：397円、2割負担：794円、3割負担：1,190円）、要支援2の利用者の場合1月に付き利用料が752単位（利用者負担額：7,933円、1割負担：794円、2割負担：1,587円、3割負担：2,380円）減算されます。同一建物とは、指定介護予防通所リハビリテーション事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物をいいます。

※ 利用者に対して、当事業所の利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えてリハビリテーションを行う場合は、要支援1の場合は120単位（利用者負担額：1,266円、1割負担：127円、2割負担：254円、3割負担：380円）、要支援2の場合は240単位（利用者負担額：2,532円、1割負担：254円、2割負担：507円、3割負担：760円）を1月につき減算します。

ただし、3月に1回以上、リハビリテーション会議を実施し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有にし、当該リハビリテーション会議の内容を記録することと共に、利用者の状態の変化に応じ、リハビリテーション計画を見直していること。利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用していることで、減算をせずに算定となります。

(通所リハビリテーション)

サービス 提供時間 事業所区分 要介護度		1 時間以上 2 時間未満				
		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1 割負担	2 割負担	3 割負担
通常規模型	要介護 1	369	3,892 円	390 円	779 円	1,168 円
	要介護 2	398	4,198 円	420 円	840 円	1,260 円
	要介護 3	429	4,525 円	453 円	905 円	1,358 円
	要介護 4	458	4,831 円	484 円	967 円	1,450 円
	要介護 5	491	5,180 円	518 円	1,036 円	1,554 円
		2 時間以上 3 時間未満				
	要介護 1	383	4,040 円	404 円	808 円	1,212 円
	要介護 2	439	4,631 円	464 円	927 円	1,390 円
	要介護 3	498	5,253 円	526 円	1,051 円	1,576 円
	要介護 4	555	5,855 円	586 円	1,171 円	1,757 円
	要介護 5	621	6,551 円	656 円	1,311 円	1,966 円
		3 時間以上 4 時間未満				
	要介護 1	486	5,127 円	513 円	1,026 円	1,539 円
	要介護 2	565	5,960 円	596 円	1,192 円	1,788 円
	要介護 3	643	6,783 円	679 円	1,357 円	2,035 円
	要介護 4	743	7,838 円	784 円	1,568 円	2,352 円
	要介護 5	842	8,883 円	889 円	1,777 円	2,666 円
		4 時間以上 5 時間未満				
	要介護 1	553	5,834 円	584 円	1,167 円	1,751 円
	要介護 2	642	6,773 円	678 円	1,355 円	2,032 円
	要介護 3	730	7,701 円	771 円	1,541 円	2,311 円
	要介護 4	844	8,904 円	891 円	1,781 円	2,672 円
	要介護 5	957	10,096 円	1,010 円	2,020 円	3,029 円
		5 時間以上 6 時間未満				
	要介護 1	622	6,562 円	657 円	1,313 円	1,969 円
	要介護 2	738	7,785 円	779 円	1,557 円	2,336 円
	要介護 3	852	8,988 円	899 円	1,798 円	2,697 円
	要介護 4	987	10,412 円	1,042 円	2,083 円	3,124 円
	要介護 5	1120	11,816 円	1,182 円	2,364 円	3,545 円
		6 時間以上 7 時間未満				
	要介護 1	715	7,543 円	755 円	1,509 円	2,263 円
	要介護 2	850	8,967 円	897 円	1,794 円	2,691 円
	要介護 3	981	10,349 円	1,035 円	2,070 円	3,105 円
	要介護 4	1137	11,995 円	1,200 円	2,399 円	3,599 円
	要介護 5	1290	13,609 円	1,361 円	2,722 円	4,083 円
		7 時間以上 8 時間未満				
	要介護 1	762	8,039 円	804 円	1,608 円	2,412 円
	要介護 2	903	9,526 円	953 円	1,906 円	2,858 円
	要介護 3	1046	11,035 円	1,104 円	2,207 円	3,311 円
	要介護 4	1215	12,818 円	1,282 円	2,564 円	3,846 円
	要介護 5	1379	14,548 円	1,455 円	2,910 円	4,365 円

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び通所リハビリテーション計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとしませんが、利用者の希望又は心身の状況等により、サービス提供日における計画時間数を短縮する場合、その日に係る当該計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。なお引き続き、計画時間数とサービス提供時間数が異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに当該計画の見直しを行います。
- ※ 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合及び通所リハビリテーション従業者

の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月の利用料及び利用者負担額は、70/100 となります。

- ※ 当事業所の所在する建物と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者は、1 月につき利用料が 991 円（利用者負担:1 割 100 円、2 割 199 円、3 割 298 円）減算されます。同一建物とは、指定通所リハビリテーション事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物をいいます。
- ※ 利用者に対して、居宅と当該事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき利用料が 495 円（利用者負担:1 割 50 円、2 割 99 円、3 割 149 円）減額されます。
- ※ 感染症又は災害の発生を理由として当該月の利用者数が当該月の前年度における月平均よりも 100 分の 5 以上減少している場合、3 月以内に限り 1 回につき所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を加算します。

③ - 1 加算料金

（介護予防通所リハビリテーション）

加算	要支援度	基本 単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
				1 割 負担	2 割 負担	3 割 負担	
退院時共同指導加算	区分なし	600	6,330 円	633 円	1,266 円	1,899 円	1 回につき
生活行為向上リハビリテーション実施加算	区分なし	562	5,929 円	593 円	1,186 円	1,779 円	1 月につき（利用開始日の属する月から 6 月以内に限る）
若年性認知症利用者受入加算	区分なし	240	2,532 円	254 円	507 円	760 円	1 月に 1 回
一体的サービス提供加算	区分なし	480	5,048 円	507 円	1,013 円	1,520 円	1 月につき
栄養アセスメント加算	区分なし	50	527 円	53 円	106 円	159 円	1 月につき
栄養改善加算	区分なし	200	2,110 円	211 円	422 円	633 円	1 月につき
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	区分なし	20	211 円	22 円	43 円	64 円	1 回につき
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	区分なし	5	52 円	6 円	11 円	16 円	1 回につき
口腔機能向上加算（Ⅰ）	区分なし	150	1,582 円	159 円	317 円	475 円	1 月につき
口腔機能向上加算（Ⅱ）	区分なし	160	1,688 円	169 円	338 円	507 円	1 月につき
選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	区分なし	480	5,064 円	507 円	1,013 円	1,520 円	1 月につき
選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	区分なし	700	7,385 円	739 円	1,477 円	2,216 円	
事業所評価加算	区分なし	120	1,266 円	127 円	254 円	380 円	1 月につき
科学的介護推進体制加算	区分なし	40	422 円	43 円	85 円	127 円	1 月につき
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援 1	88	928 円	93 円	186 円	279 円	1 月につき
	要支援 2	176	1,856 円	186 円	372 円	557 円	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） （令和 6 年 6 月 1 日から）	区分なし	所定単位数の 86/100 0	左記の単位数×地域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本料金に各種加算・減算を加えた総単位数（所定単位数）

- ※ 退院時共同指導加算は、病院又は診療所に入院中の者が退院するにあたり、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導（病院又は診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者との間で当該者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、当該者又はその家族に対して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅での通所リハビリテーション計画に反映させることを言う。）を行った後に、当該者に対する初回の指定通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき 1 回に限り、所定単位数を算定します。

- ※ 生活行為向上リハビリテーション実施加算は、生活行為の内容の充実を図るための目標及び目標を踏まえた実施内容、実施時間等を定めたリハビリテーション実施計画に基づき、リハビリテーションを計画的に実施した場合に算定します。
- ※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症（40 歳から 64 歳まで）の利用者を対象に指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合に算定します。
- ※ 一体的サービス提供加算とは、個別、口腔、栄養の一体的な運用を目的として設けられたため、「運動器機能向上加算」「口腔機能向上加算」「栄養改善加算」のうち複数の加算を組み合わせている利用者について算定します。
- ※ 栄養アセスメント加算は、当事業所の従業者又は外部の介護事業所等との連携により管理栄養士を配置し、利用者ごとに多職種共同で栄養アセスメントを行い、その結果を利用者又は家族に説明するとともに、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に、算定します。
- ※ 栄養改善加算は、低栄養状態又はそのおそれのある利用者に対して個別的に栄養食事相談等の栄養管理を実施し、利用者の心身の状態を維持又は向上させる栄養改善サービスを行った場合に算定します。
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。
- ※ 口腔機能向上加算は、口腔機能の低下又はそのおそれのある利用者に対して、多職種共同で口腔機能改善管理指導計画を作成の上、個別的に口腔清掃又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施等の口腔機能向上サービスを実施した場合に算定します。
- ※ 選択的サービス複数実施加算は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に算定します。
- ※ 事業所評価加算は、一定期間においてリハビリテーションマネジメント加算による介護予防通所リハビリテーションの実施により要支援状態の区分を改善もしくは維持した利用者的人数によって算定されます。
- ※ 退院後、早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、退院後のリハビリテーションを提供する際に、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等を入手し、内容を把握することを義務付けられます。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を介護予防通所リハビリテーションの適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届出し、利用者に対して介護予防通所リハビリテーションを行った場合算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 地域区分別の単価（5 級地 10.55 円）を含んでいます。
- ※ （利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

③ - 2 加算料金

(通所リハビリテーション)

加算	基本 単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1 割負担	2 割負担	3 割負担	
リハビリテーション提供体制加算 (3 時間以上 4 時間未満)	12	126 円	13 円	26 円	38 円	
リハビリテーション提供体制加算 (4 時間以上 5 時間未満)	16	168 円	17 円	34 円	51 円	
リハビリテーション提供体制加算 (5 時間以上 6 時間未満)	20	211 円	22 円	43 円	64 円	
リハビリテーション提供体制加算 (6 時間以上 7 時間未満)	24	253 円	26 円	51 円	76 円	
リハビリテーション提供体制加算 (7 時間以上)	28	295 円	30 円	59 円	89 円	
入浴介助加算 (Ⅰ)	40	422 円	43 円	85 円	127 円	1 日につき
入浴介助加算 (Ⅱ)	60	633 円	64 円	127 円	190 円	1 日につき
リハビリテーションマネジメント 加算(イ)	560	5,908 円	591 円	1,182 円	1,773 円	リハビリテーション計画 の同意を得た日から 6 月 以内、1 月につき
	240	2,532 円	254 円	507 円	760 円	リハビリテーション計画の同 意を得た日から 6 月を超えた 期間、1 月につき
リハビリテーションマネジメント 加算(ロ)	593	6,256 円	626 円	1,252 円	1,877 円	リハビリテーション計画の同 意を得た日から 6 月以内、1 月につき
	273	2,880 円	288 円	576 円	864 円	リハビリテーション計画の同 意を得た日から 6 月を超えた 期間、1 月につき
リハビリテーションマネジメント 加算(ハ)	793	8,366 円	837 円	1,674 円	2,510 円	リハビリテーション計画の同 意を得た日から 6 月以内、1 月につき
	473	4,990 円	499 円	998 円	1,497 円	リハビリテーション計画の同 意を得た日から 6 月を超えた 期間、1 月につき
※事業所医師が利用者に説明し同意を 得た場合上記に 270 単位を加算	270	2,848 円	285 円	570 円	855 円	
退院時共同指導加算	600	6,330 円	633 円	1,266 円	1,899 円	1 回に限り
短期集中個別リハビリテーション 実施加算	110	1,160 円	116 円	232 円	348 円	1 日につき
認知症短期集中リハビリテーショ ン加算 (Ⅰ)	240	2,532 円	254 円	507 円	760 円	1 日につき
認知症短期集中リハビリテーショ ン加算 (Ⅱ)	1920	20,256 円	2,026 円	4,052 円	6,077 円	1 月につき
生活行為向上リハビリテーション 実施加算	1250	13,187 円	1,319 円	2,638 円	3,957 円	1 月につき
若年性認知症利用者受入加算	60	633 円	64 円	127 円	190 円	1 日につき
栄養アセスメント加算	50	527 円	53 円	106 円	159 円	1 月につき
栄養改善加算	150	1,582 円	159 円	317 円	475 円	3 月以内の期間に限り 1 月に 2 回を限度
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20	211 円	22 円	43 円	64 円	1 回につき
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5	52 円	6 円	11 円	16 円	
口腔機能向上加算(Ⅱ)	155	1,635 円	164 円	327 円	491 円	3 月以内の期間に限り 1 月に 2 回を限度
重度療養管理加算	100	1,055 円	106 円	211 円	317 円	サービス提供日数 (要介護 3・4・5 に限る)
中重度者ケア体制加算	20	211 円	22 円	43 円	64 円	1 日につき
科学的介護推進体制加算	40	422 円	43 円	85 円	127 円	1 月につき
移行支援加算	12	126 円	13 円	26 円	38 円	1 日につき 1 回
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	232 円	24 円	47 円	70 円	1 日につき
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) (令和 6 年 6 月 1 日から)	所定単 位数の 86/1000	左記の単 位数×地 域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本料金に各種加算・減算を 加えた総単位数 (所定単位 数)

- ※ リハビリテーション提供体制加算は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士について基準よりも手厚い体制を確保し、リハビリテーション計画に位置づけられた長時間のサービスを提供している場合に算定します。
- ※ 入浴介助加算(Ⅰ)は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に算定します。
入浴介助加算(Ⅱ)は、居宅において入浴ができるようになることを目的に、居宅を訪問し浴室環境等を踏まえた入浴介助計画の作成と計画に沿った支援を行った場合に算定します。
- ※ リハビリテーションマネジメント加算は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同で計画の作成からサービス提供とその評価を行うことにより継続的に通所リハビリテーションの質を管理した場合に算定します。ロを算定している場合は、通所リハビリテーション計画等の内容に関するデータを厚生労働省に提出します。
- ※ 退院時共同指導加算は、病院又は診療所に入院中の者が退院するにあたり、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導（病院又は診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者との間で当該者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、当該者又はその家族に対して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同で行い、その内容を在宅での通所リハビリテーション計画に反映させることを言う。）を行った後に、当該者に対する初回の指定通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を算定します。
- ※ 短期集中個別リハビリテーション実施加算は、当事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が病院等の退院日又は認定日から3月以内に個別リハビリテーションを集中的に行った場合に算定します。
- ※ 認知症短期集中リハビリテーション加算は、認知症であって生活機能の改善が見込まれると判断された利用者について、病院等の退院日又は通所開始日から3月以内に通所リハビリテーション計画に基づきリハビリテーションを集中的に行った場合に算定します。
1週間に2日を限度として、20分以上のリハビリテーションを個別に実施した場合は、加算(Ⅰ)を、利用者の状態に応じて個別又は集団で、1月に4回以上実施した場合は、加算(Ⅱ)をそれぞれ算定します。
- ※ 生活行為向上リハビリテーション実施加算は、生活行為の内容の充実を図るための目標及び目標を踏まえた実施内容等を定めたリハビリテーション実施計画に基づき、計画的にリハビリテーションを実施した場合に算定します。
- ※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者を対象に指定通所リハビリテーションを行った場合に算定します。
- ※ 栄養アセスメント加算は、当事業所の従業者又は外部の介護事業所等との連携により管理栄養士を配置し、利用者ごとに多職種共同で栄養アセスメントを行い、その結果を利用者又は家族に説明するとともに、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に、算定します。
- ※ 栄養改善加算は、低栄養状態又はそのおそれのある利用者に対して個別的に栄養食事相談等の栄養管理を実施し、利用者の心身の状態を維持又は向上させる栄養改善サービスを行った場合に算定します。
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。

- ※ 口腔機能向上加算は、口腔機能の低下又はそのおそれのある利用者に対して、多職種共同で口腔機能改善管理指導計画を作成の上、個別的に口腔清掃又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施等の口腔機能向上サービスを実施した場合に算定します。
- ※ 重度療養管理加算はサービス提供時間が1時間以上2時間未満の利用者以外で要介護3、要介護4又は5であって厚生労働大臣が定める状態にある利用者（詳細は次のとおり）に対し、通所リハビリテーションを行った場合に加算します。
 - イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
 - ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
 - ハ 中心静脈注射を実施している場合
 - ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
 - ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
 - ヘ 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上かつ、ストーマの処置を実施している状態
 - ト 経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行われている状態
 - チ 褥瘡に対する治療を実施している状態
 - リ 気管切開が行われている状態
- ※ 中重度者ケア体制加算は、中重度の要介護者が社会性の維持を図り在宅生活の継続を目指したケアを計画的に実施できる体制を整えている場合に算定します。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を通所リハビリテーションの適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。
- ※ 移行支援加算は、リハビリテーションを行い通所介護等に移行させた者が一定の割合を占めた場合、算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して通所リハビリテーションを行った場合に算定します。
介護職員等特定処遇改善加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は介護職員等特定処遇改善加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 退院後、早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、退院後のリハビリテーションを提供する際に、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等を入手し、内容を把握することを義務付けられます。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 地域区分別の単価(5級地 10.55円)を含んでいます。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

(老人保健施設入所・短期入所・通所・居宅共通)

個人情報の取り扱いについて

(令和4年8月1日現在)

【個人情報に関する基本方針】

社会福祉法人慈楽福祉会（以下、「法人」という）は、利用者等の個人情報を適切に取扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知又は公表し、その範囲で利用します。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- ③ 法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託にあたり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

2. 個人情報の安全性確保の措置

- ① 法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、又は棄損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等への対応

法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、個人情報相談窓口（電話082-893-6606）までお問い合わせください。

4. 苦情の対応

法人は、個人情報取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

なお、この個人情報に関する基本方針は、当法人のホームページ（施設URL <http://www.jiraku.or.jp>）で公表するとともに、要望に応じて紙面にて公表いたします。

【個人情報の利用目的】

社会福祉法人慈楽福祉会では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 施設内部での利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用に係る施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 入退所等の管理
 - ・ 会計、経理
 - ・ 介護事故、緊急時等の報告
 - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・ その他の業務委託
 - ・ 利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・ 家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・ 保険事務の委託（一部委託含む）
 - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 施設内部での利用に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・ 施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・ 施設において行われる事例研究等

2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち
 - ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取扱うことはいたしません。